

山梨県公報

第二千七百八十六号

平成三十年

四月二十三日

月 曜 日

目次

告示

○救急病院等の認定……………一七七

公告

- 一般競争入札について……………一七七
○収去飼料の試験結果の概要……………一七九
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一八一
○使用料の収納事務の委託……………一八一

告示

山梨県告示第二百二十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地

二 認定期限 平成三十三年四月三十日

公告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

ケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
(一) 名称 インターネット関連機器
(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

4 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成三十年四月二十四日(火)から同年五月十八日(金)まで(山

梨県の休日と定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成三十年五月十八日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の9の(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成三十年六月四日(月)午後二時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアールーム
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに平成三十年六月一日(金)午後五時までに到着するように送付すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二

十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 最低制限価格の有無 無
 - 6 前払金の有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 9 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に三の1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二三―一四一九)
- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required:
Computer equipment: Equipment for Internet system 1 set
 - 2 Date and time for tender:
2:00 PM June 4, 2018
 - 3 Bureau in charge:
Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1419

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 上野原市新田字稻干場八百八十六番、九百十九番一、千四百四十八番、千四百四十九番、千四百五十番、千四百五十一番一、千四百五十一番二、千四百五十二番一、千四百五十三番の一部、千四百五十四番、千四百五十五番、千四百五十六番一、千四百五十六番二、千四百五十七番の一部、千四百五十九番、千四百六十一番、千四百六十四番一、千四百六十五番、千四百六十六番の一部、千四百六十七番、千四百七十番、千四百七十一番の一部、千四百七十四番の一部、千四百七十五番、千四百七十六番の一部、千四百七十九番一の一部及び千四百八十番の一部並びに字川井田千五百十番の一部、千五百二十四番の一部及び千五百二十五番一並びに字篠久保千四百九十九番の一部並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市中小河原一丁目十三番十八号 DCM くらがねや株式会社 代表取締役社長 堀込丹

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成三十年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋グループ
 二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料

三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番